

文教厚生委員会資料

教 育 委 員 会
令 和 4 年 8 月 23 日

報告事項

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 教職員の働き方改革の現状について | … P 1 |
| (2) 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について | … P 4 |
| (3) 通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について | … P 21 |
| (4) 公立学校国民スポーツ大会推進教員の認定等について | … P 23 |
| (5) 文化財（国指定史跡、登録有形文化財）の指定等について | … P 28 |

教職員の働き方改革の現状について

1. 教職員の時間外勤務の状況

令和3年度の状況把握のため、時間外勤務実態調査と教職員アンケート調査を実施。

- これまでの取組により、全校種とも時間外勤務は減少傾向にあり、令和2年度は、「教職員の働き方改革プラン」（平成31年3月 島根県教育委員会）における目標（全校種平均で月45時間以内）を達成。
- 令和3年度は、時間外勤務がさらに減少し、全校種で月45時間以内を達成。一方、年360時間以内の目標は達成できていない。

※ 今後、調査結果から、学校規模別・職種別の状況や、時間外勤務の時間数ごとの人数分布など、詳細な実態を整理・分析する予定（年内に報告予定）。

[時間外勤務の状況（月平均）]

【 】内は対前年比の増減

	平成30年度 (プラン策定前)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	64.6時間	60.1時間 【▲4.5時間】	42.2時間 【▲17.9時間】	35.5時間 【▲6.7時間】 (年426時間)
中学校	75.1時間	68.0時間 【▲7.1時間】	48.2時間 【▲19.8時間】	40.7時間 【▲7.5時間】 (年488.4時間)
高等学校	75.8時間	66.4時間 【▲9.4時間】	49.6時間 【▲16.8時間】	44.1時間 【▲5.5時間】 (年529.2時間)
特別支援 学校	43.5時間	34.5時間 【▲9.0時間】	21.5時間 【▲13.0時間】	20.0時間 【▲1.5時間】 (年240時間)
全校種 平均	65.1時間	58.0時間 【▲7.1時間】	40.5時間 【▲17.5時間】	36.6時間 【▲3.9時間】 (年439.2時間)
目標値	65時間	55時間	45時間	45時間以内 (年360時間以内)

2. 令和4年度の取組（新規・拡充分）

外部サポート人材の配置やモデル校での研究実践等を継続するとともに、以下のとおり新規・拡充事業を実施。

(1) 働き方改革リーダーの養成（新規）

学校内における業務改善を更に推進するため、働き方改革のリーダー役となる教職員を養成する。

① R4対象校

小学校5校、中学校5校、県立学校5校（高校4校、特別支援学校1校）の計15校

② 事業内容

ア) 働き方改革リーダーの養成のための研修（全体レクチャー・班別ワーク）

9月、10月、11月、12月、1月の計5回実施

イ) 対象校の働き方改革の取組への個別支援

(2) 県立学校長研修

自校の目指す学校像や育成したい生徒像の実現を図り、学校教育活動を体系化した基本構想であるグランドデザイン達成と働き方改革の推進をテーマに研修会を実施。

(3) 県立高校寄宿舎における外部舎監配置（拡充）

県立寄宿舎及び「みなし寄宿舎」（市町村の公共的施設を県立高校生の寄宿舎として活用）（計25校、30施設）における舎監業務（宿日直）について、教員ではなく外部舎監により実施できるようにする。

① 各校における対応状況（外部人材の確保ができることが前提）

(1)	教員舎監を段階的に減らし、令和4年度中に完全移行する	4校
(2)	教員舎監を段階的に減らし、令和5年度に完全移行する	6校
(3)	教員舎監を段階的に減らすが、完全移行の結論が出ない又は完全移行の時期は未定	10校
(4)	教員舎監を段階的に減らすが、完全移行はしない	4校
(5)	当面、現行体制を維持しながら、検証を進める	1校

② 完全移行しない又は検証を進める主な理由（懸念点・課題）

- ・ 生徒指導（心のケアを含む）や寄宿舍の規律確保、緊急時の対応等の観点から、一定程度は教員による舎監業務が必要。
- ・ 寄宿舍は宿泊施設ではなく、教育施設であり、特に県外生が多い寄宿舍の場合、寄宿舍の運営が学校運営に直結する。

③ 懸念点・課題への対応策

- ・ 外部舎監と管理職及び教員との密接な情報共有と連携（日々の報告や定例会議、学校での生徒指導）
- ・ 外部舎監のスキルアップ（生活指導、ハウスマスター的な役割）
- ・ 緊急時における対応マニュアルの策定、連絡体制の構築

④ 今後の取組

- ・ 舎監業務に特化した研修を実施し、外部人材のスキルアップを図る。
※ 7月に、研修用スライド（音声付き）を各高校に共有
- ・ 外部舎監の確保について、定期的に各校における採用状況を把握するとともに、教員OBや学生等、採用増に向けた取組を行う。
（例）退職者説明会での周知、大学や専門学校など関係機関への募集の周知、教員や業務アシスタントなど他の募集に合わせた周知
- ・ 完全移行はしないとしている高校等に対して、各校の実情を考慮しつつ、取組の好事例をフィードバックするなど、引き続き外部舎監配置の拡充を推進する。

3. 今後の予定

今後、調査結果から、時間外勤務の詳細な実態を整理・分析を行うとともに、別途実施した教職員アンケートの結果や個別ヒアリングなども踏まえて、重点期間（令和元年度～3年度）における取組の成果・課題等の検証を行い、令和5年度以降の取組の方向性も含めて、年内を目途に報告予定。

令和4年度 全国学力・学習状況調査の結果について

I 調査の概要

1 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

3 調査実施日 令和4年4月19日（火）

4 調査の内容

(1) 教科に関する調査

国語、算数・数学、理科はそれぞれ次の①と②を一体的に出題

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

②知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立てて実践し評価・改善する力等

(2) 質問紙調査

児童生徒に対する調査	学校に対する調査
学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査	指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

5 県内公立学校で調査を実施した学校数・児童生徒数

市町村立小学校 194 校、義務教育学校前期課程 2 校及び県立特別支援学校小学部 2 校

小学校調査	実施予定学校数	実施学校数（実施率）	実施児童数
公立学校合計	198	198（100%）	5,236人

市町村立中学校 90 校、義務教育学校後期課程 2 校及び県立特別支援学校中学部 2 校

中学校調査	実施予定学校数	実施学校数（実施率）	実施生徒数
公立学校合計	97	94（97%）	5,234人

II 公表について

1 公表の内容

(1) 島根県及び全国の教科に関する調査の結果

(2) 島根県及び全国の質問紙調査の結果

児童生徒質問紙、及び学校質問紙の回答状況

2 公表結果に関する留意事項

本調査の結果については、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であること

3 その他

島根県教育委員会のホームページ「EIOS」に公表資料を掲載

III 教科に関する調査の結果

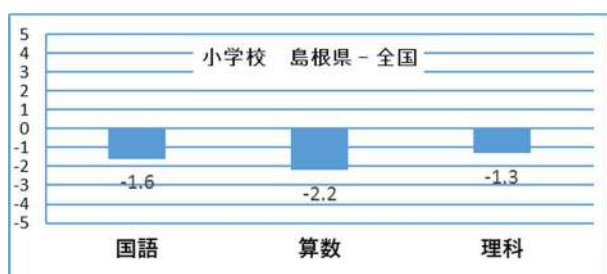
1 結果の概要（島根県と全国の平均正答率との比較）

- ①小学校国語、理科、中学校国語、理科においては、全国平均並みであった。
- ②小学校算数、中学校数学においては、全国平均を下回った。
- ③小学校国語では、「我が国の言語文化に関する事項」は、全国平均を上回った。「書くこと」「言葉の特徴や使い方に関する事項」は、全国平均並みであったが、「話すこと・聞くこと」「読むこと」は、全国平均を下回った。
- ④小学校算数では、「データの活用」の領域は、全国平均並みであったが、「数と計算」「図形」「変化と関係」の領域は、全国平均を下回った。
- ⑤小学校理科では、「エネルギー」「粒子」「生命」の領域は、全国平均並みであったが、「地球」の領域は、全国平均を下回った。
- ⑥中学校国語では、全ての内容が、全国平均並みであった。
- ⑦中学校数学では、「データの活用」の領域は、全国平均並みであったが、その他の「数と式」「図形」「関数」の領域は、全国平均を下回った。
- ⑧中学校理科では、全ての領域が、全国平均並みであった。

2 各教科の平均正答率

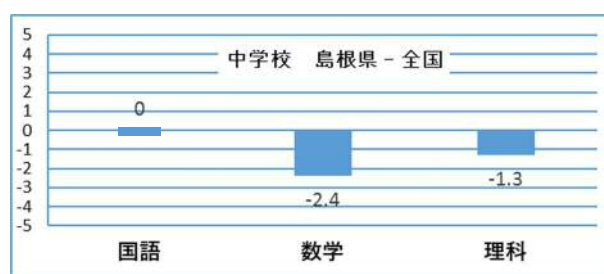
【小学校】

	平均正答率 (%)		
	島根県	全国	差
国語	64	65.6	-1.6
算数	61	63.2	-2.2
理科	62	63.3	-1.3

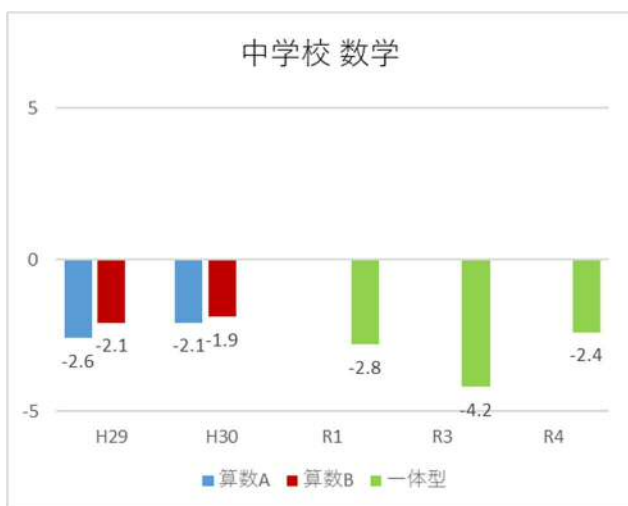
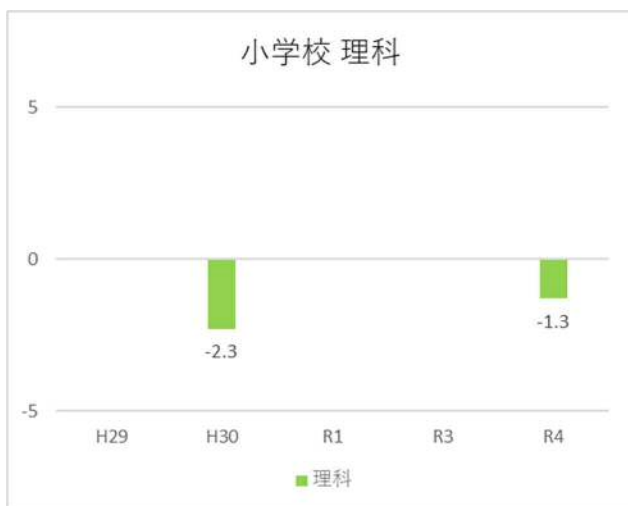


【中学校】

	平均正答率 (%)		
	島根県	全国	差
国語	69	69.0	0
数学	49	51.4	-2.4
理科	48	49.3	-1.3



【参考】各教科の正答率の全国との差（経年変化）



- ※1 令和2年度の調査は中止
- ※2 平成30年度までは、A問題（主として「知識」に関する問題）とB問題（主として「活用」に関する問題）で実施
- ※3 理科は、平成29年度、令和元年度、令和3年度は実施なし。

3 各教科の正答数分布グラフ及び分類・区分別集計結果

○：県が全国を2ポイント以上、上回るもの ー：県と全国の差が2ポイント未満のもの △：県が全国を2ポイント以上、下回るもの

【小学校 国語】

・：概要 ○：成果 ●：課題

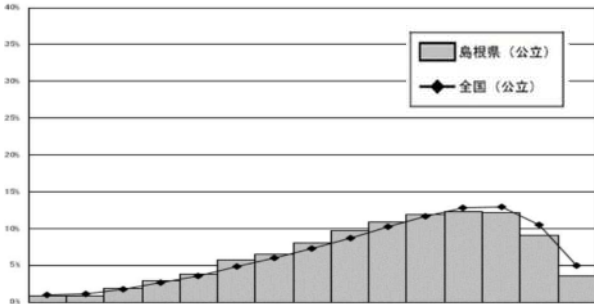
【令和3年度の課題】

- A「書くこと」において、指定された文字数や段落構成で書くことに課題がある。
 B「書くこと」において、意見の理由を明確にして書いたり、予想される反論やそれに対する自分の意見を書いたりすることに課題がある。

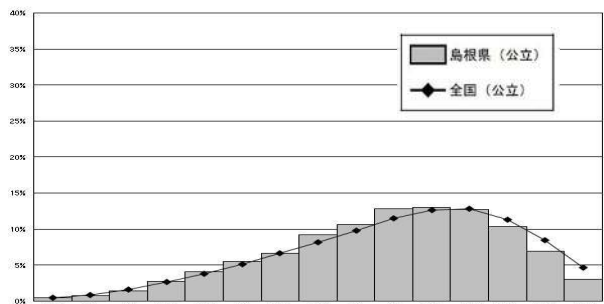
【今年度の状況】

- ・高正答率が全国と比較して少ない。
 - ・県平均正答率は64%であり、全国を1.6ポイント下回っている。
 - ・「我が国の言語文化に関する事項」は、全国を上回っているが、「話すこと・聞くこと」「読むこと」は、全国を下回っている。
- ①書写の指導において「漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くこと」ができていない。
 ②「書くこと」において、感想や意見を具体的に伝えることができていない。・・・A
- ❶文学的文章において作品の全体像を捉えたり、表現の効果を考えたりすることに課題が見られる。
 ❷指定された文字数や条件で書くことについては改善が見られるが、全体の構成に着目して文章を整えるための推敲の観点を捉えることに課題が見られる。

1 正答数分布グラフ (R4)



【参考】[R3]



2 分類・区分別集計結果 (R4)

学習指導要領の内容	対象設問数	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
話すこと・聞くこと	2	63.6	66.2	-2.6	△
書くこと	2	47.3	48.5	-1.2	ー
読むこと	4	62.4	66.6	-4.2	△
知識及び技能(言葉の特徴や使い方に関する事項)	5	68.6	69.0	-0.4	ー
知識及び技能(我が国の言語文化に関する事項)	1	82.3	77.9	4.4	○

【参考】[R3]

学習指導要領の領域等	対象設問数	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
話すこと・聞くこと	3	74.0	77.8	-3.8	△
書くこと	2	55.9	60.7	-4.8	△
読むこと	3	43.9	47.2	-3.3	△
伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	6	70.0	68.3	1.7	ー

3 成果が見られる問題2問

[問題番号] ③四「我が国の言語文化に関する事項」 ㊦①
 [島根県値 82.3%] [全国値 77.9%]
 [問題内容] (一) から (二) に書き直した際、気を付けた内容として適切なものを選択する。

[問題番号] ③二「書くこと」 ㊦②
 [島根県値 40.5%] [全国値 37.7%]
 [問題内容] 【伝え合いの様子の一部】を基に、【文章2】のよきを書く。

課題のある問題2問

[問題番号] ②三「読むこと」 ㊦①
 [島根県値 51.9%] [全国値 59.2%]
 [問題内容] 【山村さんの文章】の B に入る内容として適切なものを選択する。

[問題番号] ③一「書くこと」 ㊦②
 [島根県値 54.1%] [全国値 59.2%]
 [問題内容] 【文章2】の の部分を、どのようなことに気を付けて書いたのか、適切なものを選択す

【小学校 算数】

・：概要 ○：成果 ●：課題

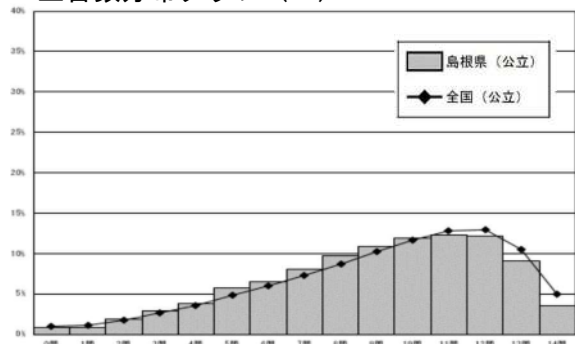
【令和3年度の課題】

- A 小数、分数の意味理解について課題がある。
 B 図形を構成する要素などに着目し、図形の構成の仕方を捉えて面積の求め方と答えを式や言葉を用いて記述することに課題がある。

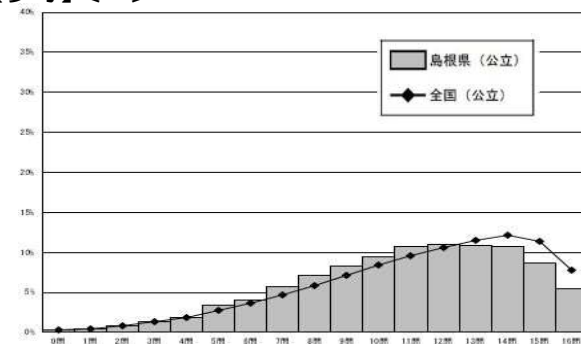
【今年度の状況】

- ・高正答率者が全国と比較して少ない。
 - ・県平均正答率は61%であり、全国を2.2ポイント下回っている。
 - ・領域別では、「数と計算」「図形」「変化と関係」の3領域については全国を下回っている。
- ①図形を構成する要素に着目して、長方形の意味や性質、構成の仕方について理解することができている。…B
 ②目的に応じて、表を読み取ったり、グラフを選んだりすることができている。
- ①示された日常の事象における場面において、目的に合った数の処理の仕方を考察することに課題がある。…A
 ②数学的な表現を用いて筋道を立てて説明することに課題がある。

1 正答数分布グラフ (R4)



【参考】[R3]



2 分類・区別集計結果 (R4)

学習指導要領の領域	対象設問数※	平均正答率 (%)		
		島根	全国	差
数と計算	6	67.5	69.8	-2.3 △
図形	4	60.7	64.0	-3.3 △
測定	0			
変化と関係	4	49.0	51.3	-2.3 △
データの活用	3	66.8	68.7	-1.9 -

【参考】[R3]

学習指導要領の領域	対象設問数※	平均正答率 (%)		
		島根	全国	差
数と計算	4	61.4	63.1	-1.7 -
図形	3	52.0	57.9	-5.9 △
測定	3	72.7	74.8	-2.1 △
変化と関係	3	73.6	75.9	-2.3 △
データの活用	5	73.6	76.0	-2.4 △

3 成果が見られる問題2問

- [問題番号] ④ (2) 「図形」 ☞①
 [島根県値 81.1%] [全国値 83.2%]
 [問題内容] 長方形のプログラムについて、向かい合う辺の長さを書く。
-
- [問題番号] ③ (1) 「数と計算」
 「データの活用」 ☞②
 [島根県値 74.0%] [全国値 75.3%]
 [問題内容] 表のしりとり欄に入る数を求める式と答えを書く。

課題のある問題2問

- [問題番号] ② (3) 「変化と関係」 ☞①
 [島根県値 19.1%] [全国値 21.4%]
 [問題内容] 果汁が含まれている飲み物の量を半分にしたときの、果汁の割合について正しいものを選ぶ。
-
- [問題番号] ④ (1) 「図形」 ☞②
 [島根県値 40.9%] [全国値 48.8%]
 [問題内容] 示されたプログラムについて、正三角形をかくことができる正しいプログラムに書き直す。

※グラフの設問数と分類・区別集計結果の対象設問数が一致しないのは、1つの設問に複数の学習指導要領の領域が含まれているため。

【小学校 理科】

・：概要 ○：成果 ●：課題

【平成 30 年度の課題】

A問題の文脈を解釈し、予測や仮説を基に実験結果を見とおす問題において、筋道を立てて考え、記述することに課題がある。

B観察・実験の結果を整理して考察したりする問題において、筋道を立てて考え、記述することに課題がある。

【今年度の状況】

・県平均正答率は62%であり、全国を1.3ポイント下回っている。

・「地球」の領域は全国を下回っている。

①実験器具の名称の知識が定着している。

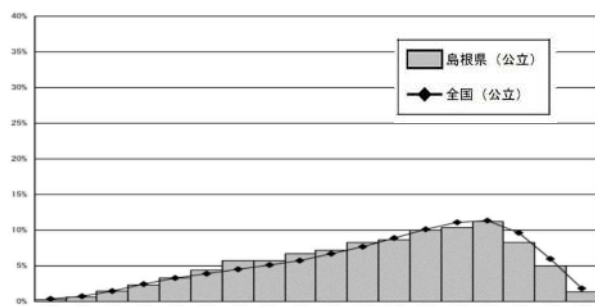
②問題を解決するための視点を持ち、観察記録等を見通して考えることについては、改善している。・・・A

①自然の事物・現象について出された気付きから、問題を見いだすことに課題がある。

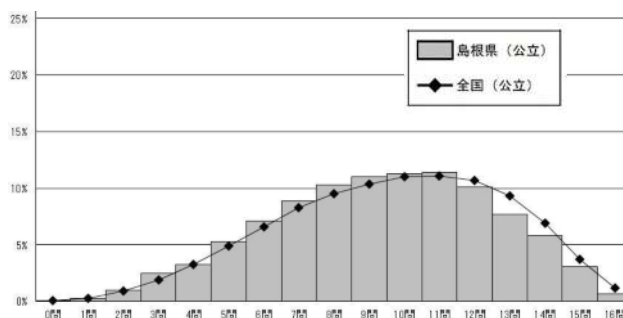
②仮説と結果を照らし合わせたり、根拠となる結果を取り出したりして、考察することに課題がある。・・・B

③学習内容を身近な現象に当てはめて考え、知識を活用することに課題がある。

1 正答数分布グラフ (R4)



【参考】[H30]



2 分類・区分別集計結果 (R4)

学習指導要領の領域	対象設問数※	平均正答率 (%)			差	
		島根	全国	差		
エネルギー	4	50.2	51.6	-1.4	-	
粒子	5	58.7	60.4	-1.7	-	
生命	5	73.6	75.0	-1.4	-	
地球	5	62.2	64.6	-2.4	△	

【参考】[H30]

学習指導要領の領域	対象設問数※	平均正答率 (%)			差	
		島根	全国	差		
物質	4	57.0	59.8	-2.8	△	
エネルギー	4	51.0	53.1	-2.1	△	
生命	4	72.9	73.6	-0.7	-	
地球	6	47.6	49.5	-1.9	-	

3 成果が見られる問題 2 問

[問題番号] ② (1) 「粒子」 ☞①
 [島根県値 70.1%] [全国値 67.8%]
 [問題内容] 一定量の液体の体積を適切にはかり取る器具の名称を書く。

[問題番号] ① (1) 「生物」 ☞②
 [島根県値 92.1%] [全国値 92.9%]
 [問題内容] 見いだされた問題を基に、観察の記録がだれのものであるかを選ぶ。

課題のある問題 2 問

[問題番号] ② (4) 「粒子」 ☞①
 [島根県値 36.9%] [全国値 39.3%]
 [問題内容] 凍った水溶液について、試してみたいことを基に、見いだされた問題を書く。

[問題番号] ② (3) 「粒子」 ☞②
 [島根県値 58.0%] [全国値 62.8%]
 [問題内容] 水溶液の凍り方について、実験の結果を基に、それぞれの水溶液が凍る温度を見だし、問題に対するまとめを選ぶ。

【中学校 国語】

・：概要 ○：成果 ●：課題

【令和3年度の課題】

A 指定された条件で自分の考えを明確にして書くことに課題が見られる。

B 複数の情報の関係について理解し表現することにやや課題が見られる。

C 学習した漢字を正しく読んだり書いたりすることに課題が見られる。

【今年度の状況】

・ 県平均正答率は69%であり、全国と同率である。 ・ 全ての内容が、全国平均並みである。

① 文脈に即して漢字を正しく書くことができている。・・・C

② 聞き手の興味・関心などを考慮して、表現を工夫することができている。

③ 漢字の行書の読みやすい書き方について理解できている。

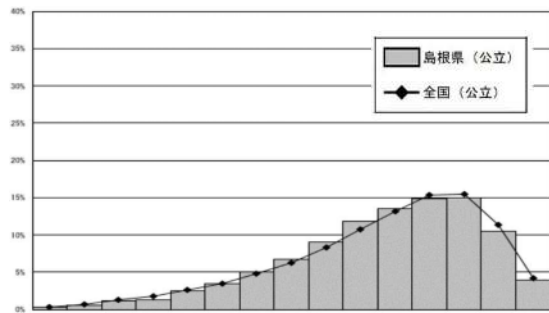
① 自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書くことに課題がある。・・・A

② 表現の技法についての理解に課題がある。

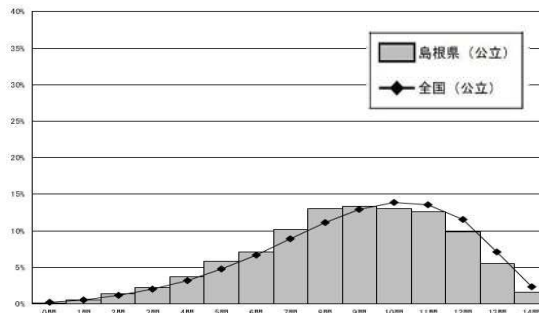
③ 自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫することや、工夫の意図を理解することに課題がある。

・・・B

1 正答数分布グラフ (R4)



【参考】 [R3]



2 分類・区分別集計結果 (R4)

学習指導要領の内容	対象設問数※	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
話すこと・聞くこと	3	64.4	63.9	0.5	—
書くこと	1	46.6	46.5	0.1	—
読むこと	2	66.2	67.9	-1.7	—
知識及び技能（言葉の特質や使いに関する事項）	6	71.5	72.2	-0.7	—
知識及び技能（情報の扱い方に関する事項）	1	46.6	46.5	0.1	—
知識及び技能（我が国の言語文化に関する事項）	3	70.8	70.2	0.6	—

【参考】 [R3]

学習指導要領の領域等	対象設問数	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
話すこと・聞くこと	3	79.6	79.8	-0.2	—
書くこと	3	55.7	57.1	-1.4	—
読むこと	4	44.5	48.5	-4.0	△
伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	4	72.3	75.1	-2.8	△

3 成果が見られる問題2問

〔問題番号〕 2二「言葉の特質や使い方に関する事項」 ☞①

① [島根県値 83.7%] [全国値 82.1%]

② [島根県値 80.3%] [全国値 80.5%]

〔問題内容〕 漢字を書く。①のぞく ②よろこんで

〔問題番号〕 1一「話すこと・聞くこと」 ☞②

[島根県値 76.3%] [全国値 74.7%]

〔問題内容〕 スピーチの一部を呼びかけたり問いかけたりする表現に直す。

課題のある問題2問

〔問題番号〕 2三「書くこと」 ☞①

[島根県値 46.6%] [全国値 46.5%]

〔問題内容〕 農林水産省のウェブページにある資料の一部から必要な情報を引用し、意見文の下書きにスマート農業の効果を書き加える。

〔問題番号〕 3四「読むこと」 ☞②

[島根県値 71.6%] [全国値 73.8%]

〔問題内容〕 「おれ」は何を「なるほど」と思ったのかについて、話の展開を取り上げて書く。

【中学校 数学】

・：概要 ○：成果 ●：課題

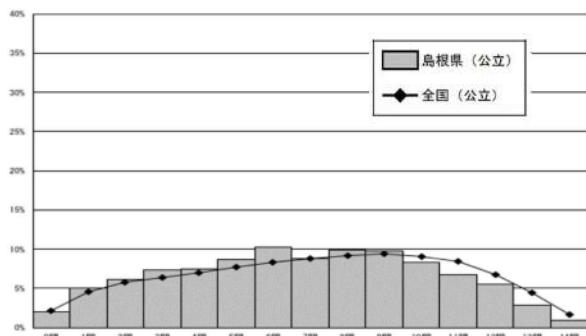
【令和3年度の課題】

- A 「数と式」において、事象の特徴を数学的に説明することに課題がある。
- B 「図形」において、根拠を基に説明することに課題がある。

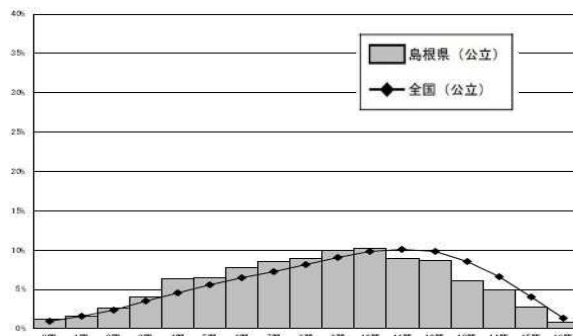
【今年度の状況】

- ・高正答率者が全国と比較して少ない。
- ・県平均正答率は49%であり、全国を2.4ポイント下回っている。
- ① 「数と式」の基本的な技能は定着している。
- ② 「データの活用」の知識・技能については概ね定着している。
- ① 「関数」において、変化や対応の特徴を見出し、式と関連付けることに課題がある。
- ② 根拠を基に説明することに課題がある。・・・A、B

1 正答数分布グラフ (R4)



【参考】[R3]



2 分類・区分別集計結果 (R4)

学習指導要領の領域	対象設問数	平均正答率 (%)			差	
		島根	全国	差		
数と式	5	53.9	57.4	-3.5	△	
図形	3	41.1	43.6	-2.5	△	
関数	3	38.9	43.6	-4.7	△	
データの活用	3	56.8	57.1	-0.3	-	

【参考】[R3]

学習指導要領の領域	対象設問数	平均正答率 (%)			差	
		島根	全国	差		
数と式	5	60.1	64.9	-4.8	△	
図形	4	45.0	51.4	-6.4	△	
関数	3	53.5	56.4	-2.9	△	
資料の活用	4	52.6	53.8	-1.2	-	

3 成果が見られる問題2問

[問題番号] ② 「数と式」 ☞①
 [島根県値 73.6%] [全国値 74.5%]
 [問題内容] 連立二元一次方程式を解く。

[問題番号] ⑦ (2) 「データの活用」 ☞②
 [島根県値 45.7%] [全国値 44.1%]
 [問題内容] 箱ひげ図の箱が示す区間に含まれているデータの個数と散らばりの程度について、正しく述べたものを選ぶ。

課題のある問題2問

[問題番号] ④ 「関数」 ☞①
 [島根県値 31.4%] [全国値 37.9%]
 [問題内容] 変化の割合が2である一次関数の関係を表した表を選ぶ。

[問題番号] ⑨ (2) 「図形」 ☞②
 [島根県値 9.3%] [全国値 12.5%]
 [問題内容] $\angle ABE$ と $\angle CBF$ の和が 30° になる理由を示し、 $\angle EBF$ の大きさがいつでも 60° になることの説明を完成する。

【中学校 理科】

・：概要 ○：成果 ●：課題

【平成 30 年度の課題】

A問題形式の「記述式」において無解答率が高く、自分の考えを表現することに課題がある。

B実験結果や資料を読み取り、分析し解釈して記述する設問の無解答率が高い。

【今年度の状況】

・ 県平均正答率は48%であり、全国を1.3ポイント下回っている。

・ 全ての領域が、全国平均並みである。

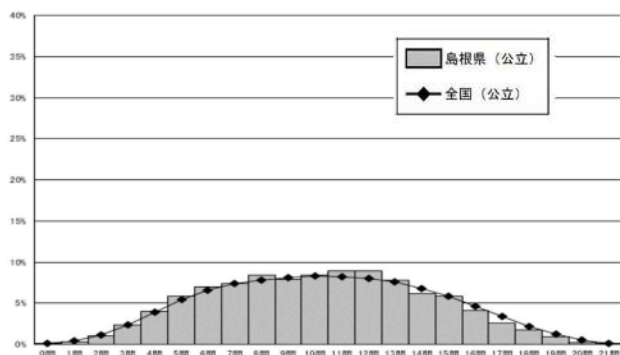
①自分の考えを表現することができるようになってきている。・・・A

②「生命」の領域については、観察の結果を分析して解釈することができるようになってきている。・・・B

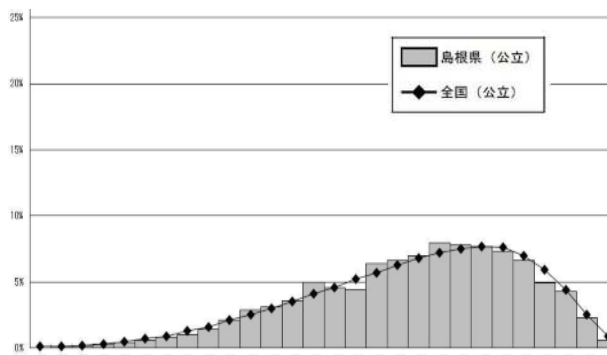
①実験を改善して行う方法を記述することに課題がある。

②知識が他の場面で活用できるように概念等を理解することに課題がある。

1 正答数分布グラフ (R4)



【参考】[H30]



2 分類・区分別集計結果 (R4)

学習指導要領の領域	対象設問数※	平均正答率 (%)			差	-
		島根	全国	差		
エネルギー	8	40.6	41.9	-1.3	-	
粒子	5	49.9	50.9	-1.0	-	
生命	5	57.3	57.9	-0.6	-	
地球	6	43.6	44.3	-0.7	-	

【参考】[H30]

学習指導要領の領域	対象設問数※	平均正答率 (%)			差	-
		島根	全国	差		
物理的領域	7	74.1	74.4	-0.3	-	
科学的領域	8	63.8	65.0	-1.2	-	
生物的領域	6	73.6	72.5	1.1	-	
地学的領域	7	56.8	57.8	-1.0	-	

3 成果が見られる問題 2 問

[問題番号] ④ (1) 「生命」 ①
 [島根県値 76.5%] [全国値 74.5%]
 [問題内容] ダイオウグソクムシとダンゴムシのあしの様子が異なることについて、生活場所や移動の仕方と関連付け、その理由を説明する。

[問題番号] ⑧ (1) 「生命」 ②
 [島根県値 53.0%] [全国値 55.2%]
 [問題内容] アリが視覚による情報を基に行列をつくるかを調べた実験の結果を基に、課題に正対した考察を記述する。

課題のある問題 2 問

[問題番号] ⑤ (3) 「エネルギー」 ①
 [島根県値 43.5%] [全国値 43.3%]
 [問題内容] 考察の妥当性を高めるために、測定範囲と刻み幅をどのように調整して測定点を増やすかを説明する。

[問題番号] ⑧ (2) 「地球」 ②
 [島根県値 52.6%] [全国値 55.1%]
 [問題内容] 予想や仮説と異なる実験の結果が出る場合、その意味することや考えられる可能性について考え、実験の操作や条件制御の不備の可能性を指摘する。

IV 児童生徒質問紙・学校質問紙調査の結果

1 令和3年度の課題と改善状況を把握する質問項目

〔児〇〕：令和4年度 児童質問紙調査項目〇番

〔学小〇〕：令和4年度 学校質問紙（小学校）調査項目〇番

〔生〇〕：令和4年度 生徒質問紙調査項目〇番

〔学中〇〕：令和4年度 学校質問紙（中学校）調査項目〇番

※紙面の都合上、一部調査項目は簡略化して記載しています。

(1) 授業の質の充実

【令和3年度の課題】

- 話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたり、課題解決に向け、自分で考え取り組んだりすることができていると回答している児童生徒が増えているが、教科に関する調査結果につながっていない。
- 教師が学習内容の系統性や関連性をしっかり理解し、児童生徒に既習の内容を意識させた指導の一層の充実を図る必要がある。
- 個々の児童生徒の理解度に応じた課題に取り組む時間などを設定し、取組を進めていく必要がある。

- ①学級の友達〔生徒〕との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか〔児43〕〔生43〕
- ②授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか〔児39〕〔生39〕
- ③授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか〔児40〕〔生40〕
- ④授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていましたか〔児42〕〔生42〕
- ⑤学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか〔児44〕〔生44〕

(2) 家庭学習の充実

【令和3年度の課題】

- 学校に行く日における学校の授業時間以外の1日あたりの学習時間は、昨年度と比べると1時間以上学習する児童生徒が減っている。
- 家庭において計画的に学習を進めることができるよう学習計画表をつくったり自主学習の手引きを示したりすることで、自らの学習を調整する力を伸ばすことができるように家庭学習指導の充実を図る必要がある。
- 学校では家庭学習の仕方についてアドバイスをしたり、宿題にコメントをしたりする取組が進められているが、1時間以上の家庭学習につながっていない。

- ⑥学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日どれくらいの時間、勉強しますか
〔児21〕〔生21〕
- ⑦家で自分で計画を立てて勉強していますか（学校の授業の予習や復習を含む）
〔児20〕〔生20〕
- ⑧調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、家庭学習の取組として、学校では、児童生徒に家庭での学習方法を具体例を挙げながら教えるようにしましたか〔学小77〕〔学中75〕
- ⑨調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、家庭学習の取組として、学校では、児童生徒が行った家庭学習の課題について、その後の教員の指導改善や生徒の学習改善に生かしましたか
〔学小79〕〔学中77〕

(3) 地域に関わる学習の充実

【令和3年度の課題】

- 県内の小中学校で取り組まれているふるさと学習などにおいて、各教科等で身に付けた資質・能力を活用する学習を一層進めていくことが重要である。
- 地域の行事に参加していると回答している児童生徒は昨年度より減っている。
- コロナ禍において地域の行事に参加することは難しい状況にある。今後は、ICTを効果的に活用し地域のことについて調べ発表するなどの学習活動を展開することで、地域貢献や社会貢献に対する意識が高まるよう、地域や社会とつながりながら授業を進めていく必要がある。

- ⑩総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか〔児45〕〔生45〕
- ⑪今住んでいる地域の行事に参加していますか〔児29〕〔生29〕
- ⑫地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか〔児30〕〔生30〕

(4) その他

- ⑬普段(月曜日から金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をしますか〔児5〕〔生5〕
- ⑭普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか〔児6〕〔生6〕 *新規調査
- ⑮指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していますか
〔学小16〕〔学中16〕
- ⑯前年度までに、近隣等の中〔小〕学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行いましたか〔学小69〕〔学中67〕

2 課題の改善状況 ※数値は質問紙において「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と肯定的な回答をした割合

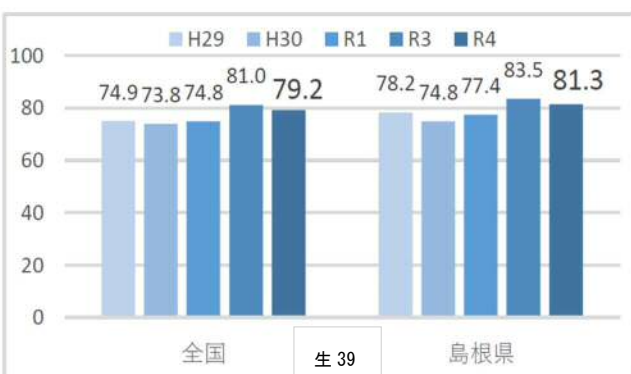
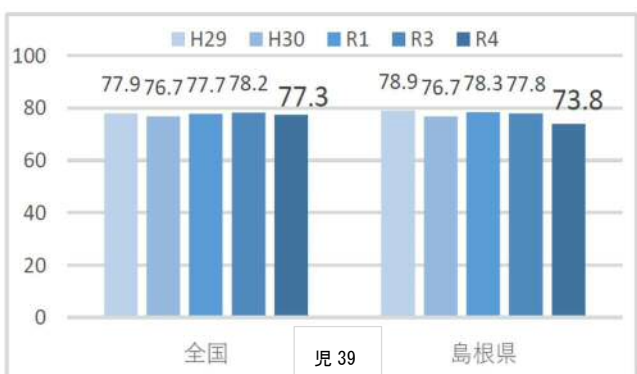
(1) 授業の質の充実

- 話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができていると回答している児童生徒が増加し、教科に関する調査結果につながり始めている。引き続き話合いの質を高めるために、「話し合う目的や話合いの視点を教師が具体的に提示し明確にすること」「個の考えを表現する時間と場を設けること」などの工夫が必要である。
- 各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っているという児童生徒は、増加傾向にある。引き続き、学年間や単元の系統性や関連性をしっかり意識し、学んだ知識や技能を繰り返し活用する場面を設定する必要がある。
- 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると回答した生徒は、全国平均を上回っている。引き続き児童生徒にとって個別最適な学びとなるように授業を工夫することが重要である。また、児童生徒の学習改善が進むように適切な助言をする必要がある。

①学級の友達〔生徒〕との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができますか〔児43〕〔生43〕

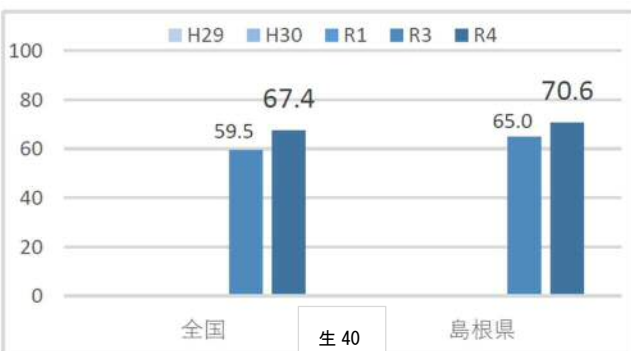
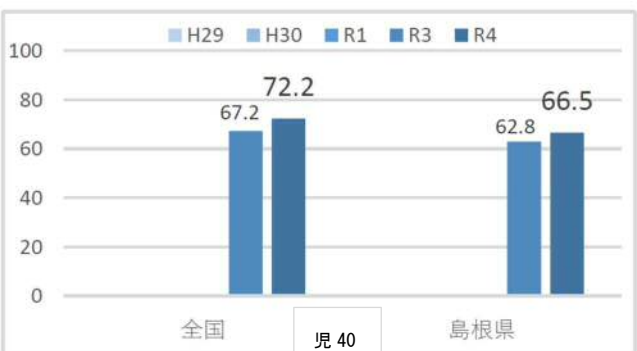


②授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか〔児39〕〔生39〕

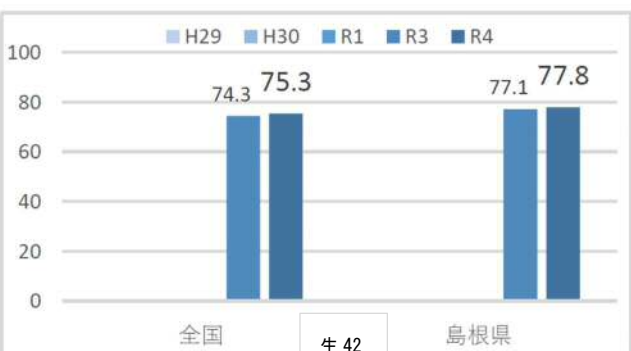
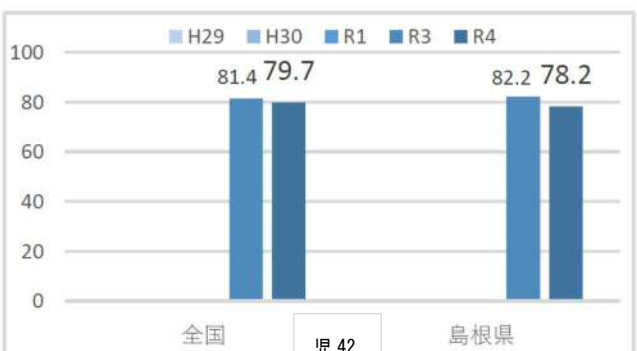


③授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか

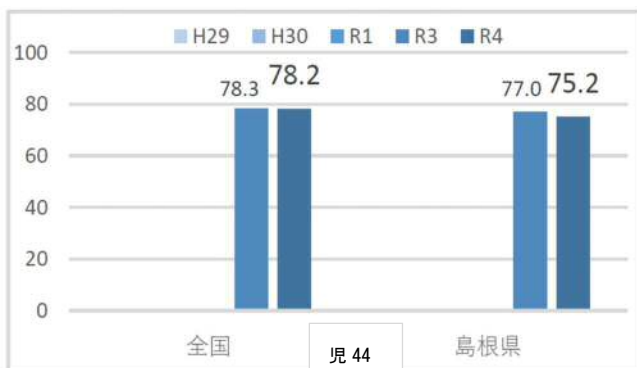
〔児40〕〔生40〕



④授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていましたか〔児42〕〔生42〕



⑤学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができますか〔児 44〕〔生 44〕

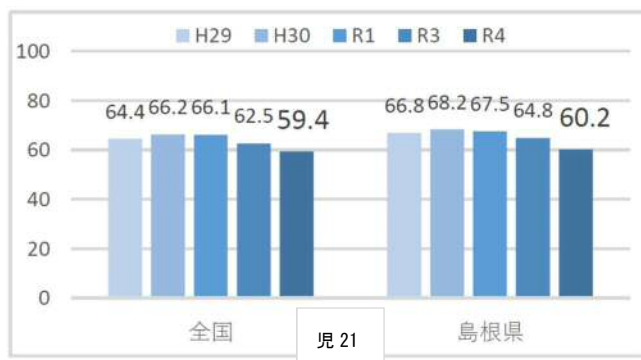


(2) 家庭学習の充実

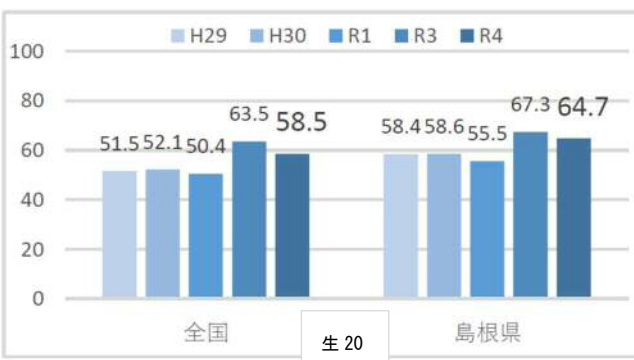
○学校の授業時間以外の平日（月曜日～金曜日）1日あたり1時間以上勉強する児童生徒の割合を全国平均と比較すると、小学校では上回っているが、中学校では依然として差が大きい。引き続き、家庭学習を意識した授業を展開することにより、家庭学習の充実を図る必要がある。

○児童生徒に家庭での学習方法を具体的にアドバイスするなど、学校全体として意識的に取組が進められている。児童生徒一人一人の課題への取組状況を把握し、教員の指導改善や児童生徒の学習改善に生かしていく必要がある。

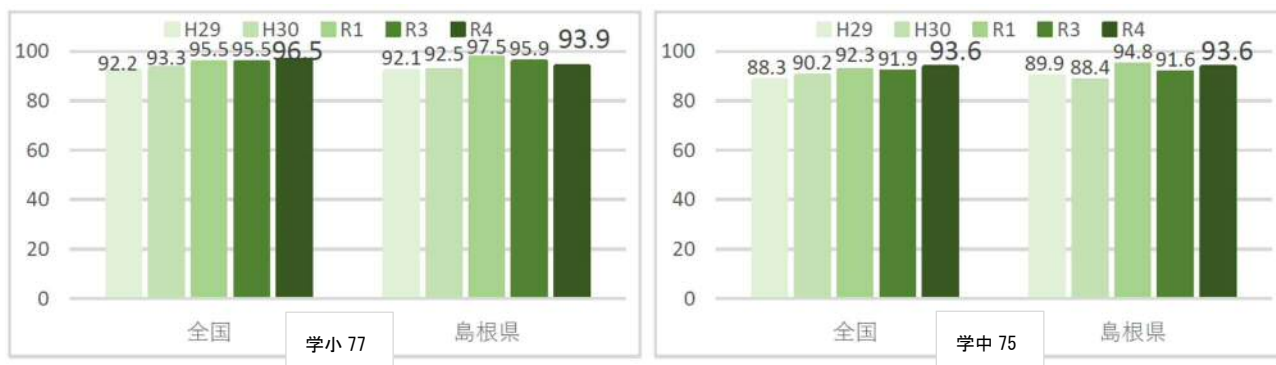
⑥学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日どれくらいの時間、勉強しますか〔児 21〕〔生 21〕
（3時間以上、2時間以上3時間より少ない、1時間以上2時間より少ないと回答した割合の合計）



⑦家で自分で計画を立てて勉強していますか（学校の授業の予習や復習を含む）〔児 20〕〔生 20〕



⑧調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、家庭学習の取組として、学校では、児童生徒に家庭での学習方法を具体例を挙げながら教えるようにしましたか〔学小77〕〔学中75〕



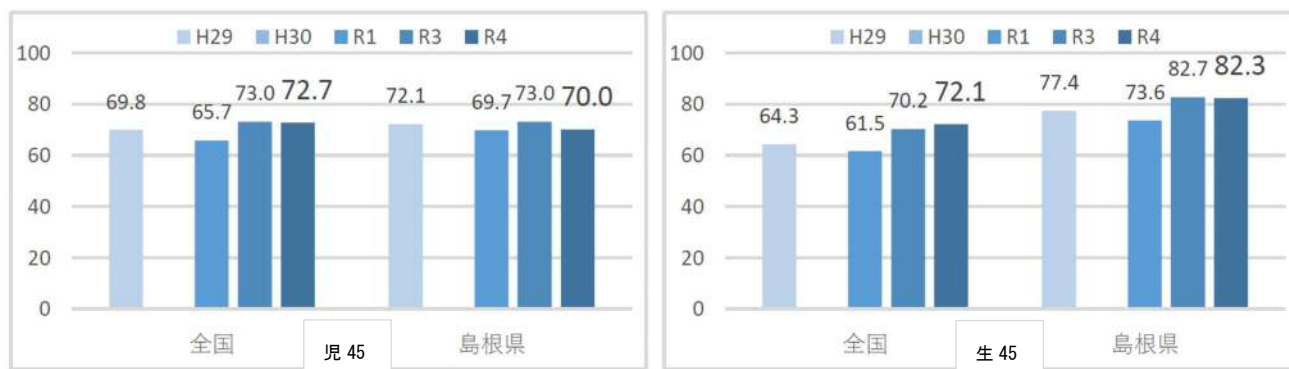
⑨調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、家庭学習の取組として、学校では、児童〔生徒〕が行った家庭学習の課題について、その後の教員の指導改善や生徒の学習改善に生かしましたか〔学小79〕〔学中77〕



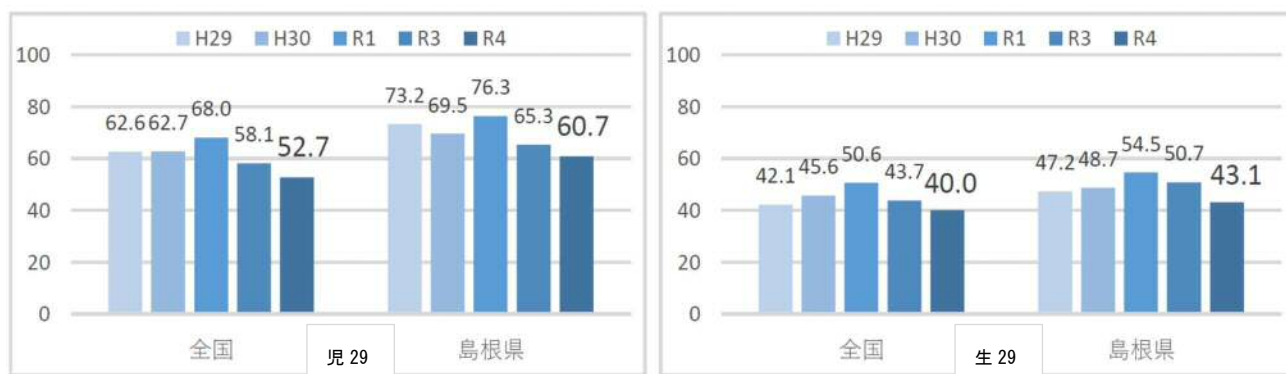
(3) 地域に関わる学習の充実

- 総合的な学習の時間において探究の過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）を意識した授業が展開されている。児童生徒が課題を自分ごととしてとらえ、主体的に課題解決していくために、児童生徒にとって身近な地域素材を活用することが有効である。
- 「ふるさと教育」の成果もあり、地域の行事に参加する児童生徒の割合は全国に比べて高い。地域での経験や素材を各教科の学習においても取り上げることで、より興味・関心をもたせたり、学びを地域や社会での生活に生かす意識を高めたりする必要がある。

⑩総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか〔児45〕〔生45〕



⑪今住んでいる地域の行事に参加していますか〔児29〕〔生29〕



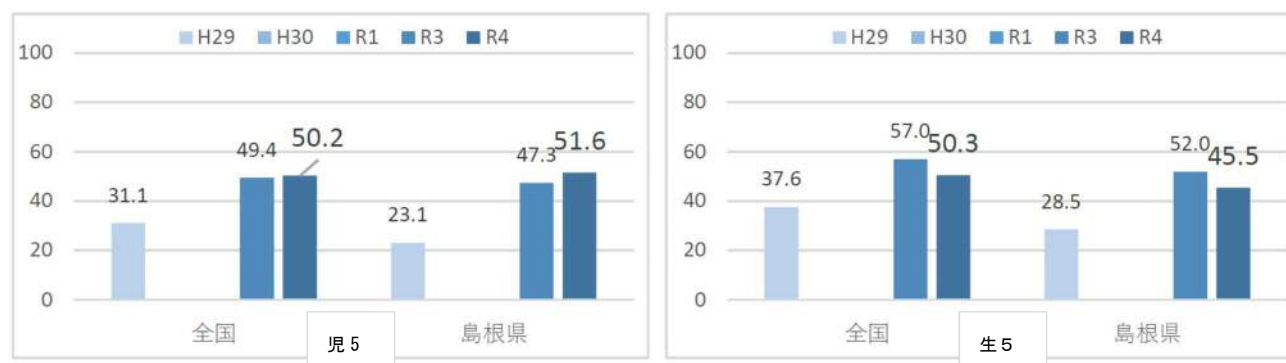
⑫地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか〔児30〕〔生30〕



(4) その他

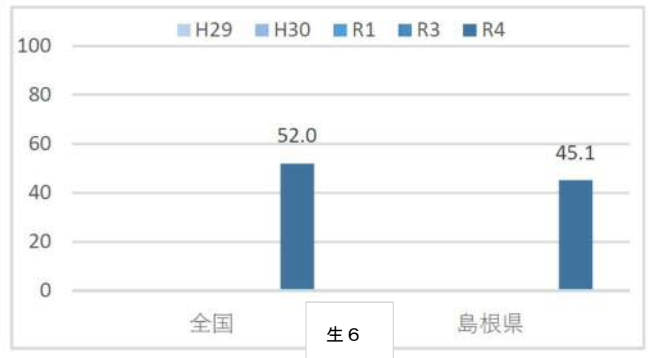
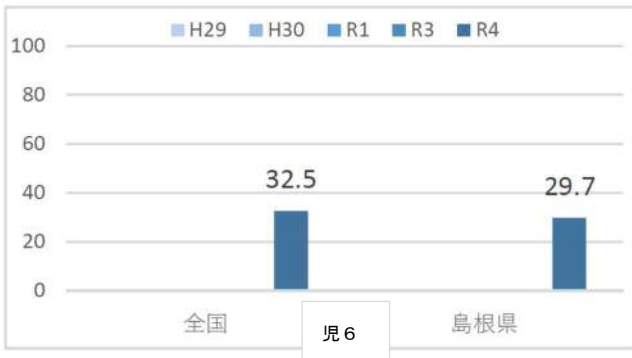
- 授業日（月曜日～金曜日）の家庭でのテレビゲームの利用時間は、昨年度に比べ、小学校で増加し、中学校では減少した。引き続きスマートフォンの活用法や利用時間を含め、家庭と更に連携を深めていく必要がある。
- 特に中学校において、学校教育目標を踏まえて教科等横断的な視点で、教育課程を編成・実施・評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立することに課題がみられ、改善する必要がある。また、近隣の小（中）学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を進めることが重要である。

⑬普段（月曜日から金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか〔児5〕〔生5〕
（4時間以上、3時間以上4時間より少ない、2時間以上3時間より少ないと回答した割合の合計）

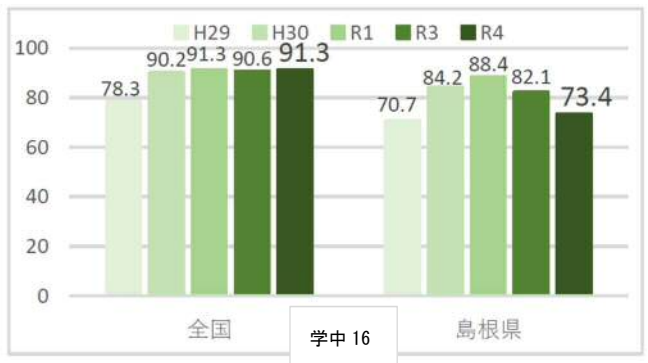
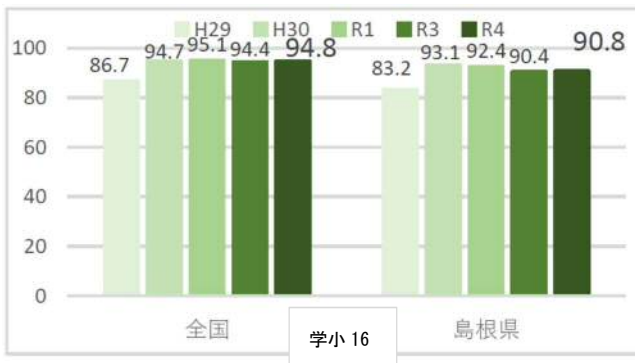


⑭普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか〔児6〕〔生6〕

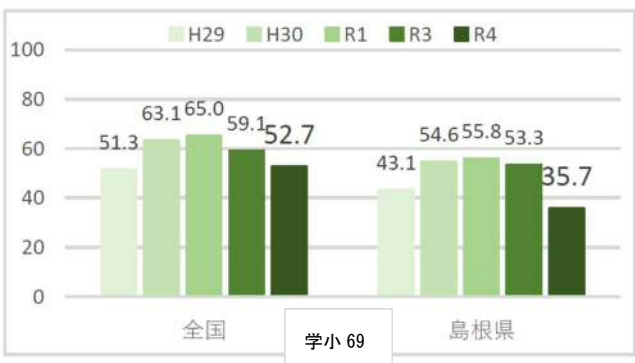
(4時間以上、3時間以上4時間より少ない、2時間以上3時間より少ないと回答した割合の合計)



⑮指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していますか〔学小16〕〔学中16〕



⑯前年度までに、近隣等の中〔小〕学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行いましたか〔学小69〕〔学中67〕



V 今後の対応

- 1 県教育委員会と市町村教育委員会が連携・協力し、全国学力・学習状況調査及び県学力調査結果分析に基づいた指導の改善を推進する。

小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進する。

○授業の質の充実

- ・児童生徒が意欲的に取り組むことができる課題の設定や生活に関わりのある事象の教材化など、主体的・対話的で深い学びの視点をもった授業づくり
- ・全国学力・学習状況調査等の各種調査の分析を参考にした、組織的かつ計画的な授業の質の充実

【各学校における取組の重点】

身につけたい資質・能力を明確にし、学んだ知識及び技能を繰り返し活用する場面を設定する。

話し合い活動の質を高めるため、話し合う目的や視点を明確にするとともに、児童生徒一人一人が考えを表現する場面を確保する。

○家庭学習の充実

- ・子どもたちの自主的な学びを支援する授業の在り方の研究や家庭との連携
- ・1人1台端末を活用した家庭学習の在り方の研究

【各学校における取組の重点】

家庭学習と授業との有機的な結びつきを図るとともに、児童生徒が自分に合った学習方法を見いだすことができるよう、教員の指導改善や児童生徒の学習改善を行う。

○地域に関わる学習の充実

- ・探究の過程を踏まえた系統的で連続性のある「総合的な学習の時間」の在り方の研究
- ・地域素材の更なる活用と、各教科の学びを地域や社会での生活に生かしていこうという意欲の醸成

【各学校における取組の重点】

児童生徒一人一人が自ら課題を見付け、解決への道筋を見通しながら様々な解決方法を考える姿勢を育成する。

- 2 課題に基づく今後の授業づくりのポイントについて、説明動画、各教科等の指導の重点及び授業チェックリストを作成し、各学校に配信・配付する。

また、学校訪問指導及び教職員研修等において組織的な授業改善が進められるよう働きかける。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

1. 概要

令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、各市町村において、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているが、令和4年3月末時点の県内の取組状況については以下のとおりである。

<参考：経緯>

- ・令和4年1月 文部科学省に対策必要箇所における令和3年12月末時点の対策状況を報告
- ・令和4年3月 文教厚生委員会で上記報告内容を報告
- ・令和4年5月 文部科学省に対策必要箇所における令和4年3月末時点の対策状況を報告

2. 取組状況

(令和4年3月末時点)

	箇所数			主な対策
		うち対策済		
			割合	
対策必要箇所数（全体数）	1,156	436	37.7%	
教育委員会・学校による対策箇所	383	321 ※ (191)	83.8% (49.9%)	安全教育の徹底等
道路管理者による対策箇所	744	180	24.2%	歩道の設置・拡幅等
警察による対策箇所	168	44	26.2%	横断歩道の補修等

※ 教育委員会・学校の「うち対策済」欄の括弧内の数値は、令和3年12月末時点の数値である。

注1) 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

注2) 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（15箇所、うち対策済8件）を含む。

3. 対応状況

(1) 県教育委員会

- ・令和4年7月7日付けで文部科学省通知「通学路における交通安全の確保の徹底について」の趣旨等を各市町村教育委員会へ周知
- ・土木部、県警察本部と情報共有を実施（土木部より各市町村道路担当課、県警察本部より各警察署担当課に国通知文を送付）

(2) 市町村教育委員会

- ・交通安全プログラムに基づく交通安全対策の実施

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

（令和4年3月末時点）

都道府県名 ※1	対策必要箇所 (全体数)※2,3		対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
			教育委員会・学校		道路管理者		警察	
		対策済		対策済		対策済		対策済
北海道	1,845	1,450	1,609	1,547	496	220	299	216
青森県	691	369	479	408	270	63	129	58
岩手県	908	567	516	516	391	137	171	105
宮城県	1,600	1,108	1,289	1,246	539	194	357	219
秋田県	347	168	239	212	155	50	96	27
山形県	704	523	486	486	402	230	204	194
福島県	1,289	625	696	557	803	308	380	260
茨城県	1,860	1,009	671	546	812	413	523	221
栃木県	1,321	839	510	472	599	210	195	188
群馬県	1,039	729	421	417	603	438	418	274
埼玉県	4,581	2,094	2,302	2,146	3,051	934	855	401
千葉県	4,044	2,725	2,076	2,009	2,848	1,638	644	572
東京都	4,497	3,168	1,937	1,675	1,978	1,366	1,092	794
神奈川県	5,141	3,324	2,575	2,325	1,618	900	1,515	595
新潟県	2,129	1,338	1,548	1,325	787	218	272	191
富山県	899	228	258	123	589	143	138	108
石川県	808	584	381	368	449	239	229	224
福井県	416	261	130	121	240	114	96	80
山梨県	1,254	527	556	369	767	241	238	184
長野県	2,340	904	1,318	645	1,473	406	266	233
岐阜県	1,537	871	611	574	1,068	455	158	111
静岡県	1,101	839	608	568	565	399	257	205
愛知県	4,054	2,817	1,453	1,298	1,853	952	1,190	938
三重県	1,537	881	961	914	720	201	448	331
滋賀県	773	420	429	347	448	161	56	49
京都府	1,287	694	641	581	755	284	405	349
大阪府	3,891	2,348	1,712	1,451	1,822	967	1,337	745
兵庫県	2,867	1,543	1,849	1,603	1,645	688	549	350
奈良県	1,334	632	671	573	845	284	308	207
和歌山県	787	453	573	544	397	152	145	66
鳥取県	456	213	101	79	287	80	114	97
島根県	1,156	436	383	321	744	180	168	44
岡山県	1,423	939	829	804	654	361	398	272
広島県	1,535	800	667	576	887	304	266	189
山口県	975	564	972	957	583	224	258	203
徳島県	701	592	438	431	304	221	215	213
香川県	1,475	861	971	887	646	220	355	216
愛媛県	911	540	373	367	431	199	304	151
高知県	554	263	207	177	383	138	115	83
福岡県	2,365	1,765	1,024	928	1,373	474	470	385
佐賀県	814	250	173	164	686	138	64	41
長崎県	868	397	522	510	567	130	106	91
熊本県	1,742	1,106	1,142	1,032	679	251	467	306
大分県	923	562	772	772	538	232	142	127
宮崎県	1,016	375	346	324	565	183	195	174
鹿児島県	1,397	788	815	773	857	317	158	150
沖縄県	1,212	568	703	490	509	158	231	108
合計	76,404	45,057	39,943	35,558	39,681	16,815	16,996	11,345

※1 都道府県には、指定都市を含む。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策必要箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,707箇所、うち対策済811箇所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

公立学校国民スポーツ大会推進教員の認定等について

1 趣旨

2030年に本県で開催予定の第84回国民スポーツ大会における選手強化及び競技力向上を図るため、国民スポーツ大会推進教員（以下「国スポ推進教員」という。）の認定及び人事異動の特例について定める。

2 認定について

スポーツに関して優れた指導力、または競技力を有する者であって、第84回国民スポーツ大会に向けた少年選手の競技力向上の中心的指導者を認定する。

3 配置について

国スポ推進教員として認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、第84回国民スポーツ大会に向けた強化の拠点となる学校等に配置する。

4 人事異動の特例について

認定者については、県立学校教育職員にあっては島根県立学校教育職員人事異動基準第二1（2）、2（2）、3（2）、5（2）及び6（2）を、市町村立学校教育職員にあっては島根県市町村立教育職員人事異動方針細則第2方針1の細則4（3）を適用しない。

※詳細は別紙のとおり

2030 国スポ競技力向上のための教職員体制（案）

～「国民スポーツ大会推進教員（仮称）」の設置～

特別体育専任教員(H元～)**(6人)****【目的】**

学校及び地域のスポーツ活動を活性化させ、もって特色ある学校づくりに資するとともに、スポーツの普及・振興を図る

【該当競技】

未普及スポーツ：カヌー、ホッケー、レスリング、ウエイトリフティング、フェンシング、水球

スポーツ推進教員(H19～)**(9人)****【目的】**

競技スポーツにおける高校生の選手強化及び競技力向上を図る

【該当競技】

全国大会で一定以上の成績を納めるなどの指導実績により決定
ボート（2名）、剣道、陸上、カヌー、ホッケー、弓道、ソフトテニス、柔道

**国民スポーツ大会推進教員（新規：R5～予定）****(31人程度)****【目的】**

2030年開催予定の国民スポーツ大会での総合優勝を目指し、各競技の選手強化及び競技力向上を図る

【必要性】

これまで学校におけるスポーツの振興並びに競技力の向上のための施策は、高等学校及び一定の競技に限定して行われてきた。しかしながら、2030年開催予定の国民スポーツ大会において総合優勝するためには、児童・生徒すべての段階で、全開催競技の選手強化・競技力向上を図る必要がある

【指定競技】

公立学校が選手強化の中心となる競技全般

【指定期間】

2030年までの限定指定

【指定競技一覧】以下の競技の内、「国スポ推進教員」の指定が必要と認める競技とする

陸上競技、水泳（飛込）、サッカー、ホッケー、カヌー、ボート、バレーボール、ビーチバレー、体操（競技）、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、ソフトテニス、フェンシング、ソフトボール、バドミントン、弓道、剣道、柔道、アーチェリー、なぎなた

※指定競技については特別体育専任教員やスポーツ推進教員の変更等により変更することがある。

国民スポーツ大会推進教員の認定等に関する要綱(案)

島根県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、2030年に島根県で開催予定の第84回国民スポーツ大会における選手強化及び競技力向上を図るため、国民スポーツ大会推進教員(以下「国スポ推進教員」という。)の認定及び人事異動の特例について定める。

(対象者)

第2条 国スポ推進教員の認定の対象者は、県が指定する競技(別紙参照)を指導する市町村立小中学校及び県立学校の教育職員(講師を除く。)とする。ただし、特別体育専任教員、及びスポーツ推進教員は除く。

(推薦)

第3条 県が指定する競技の競技団体会長は、国スポ推進教員の認定を受けようとする者について、指導実績等を総合的に考慮し、その意思を確認した上で、島根県競技力向上対策本部を経由して県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に推薦書(別紙様式)を提出しなければならない。

(認定)

第4条 教育長は、スポーツに関して優れた指導力、または競技力を有する者であつて、第84回国民スポーツ大会に向けた少年選手の競技力向上の中心的指導者で、競技団体会長及び島根県競技力向上対策本部長からの推薦があり、県立学校にあつては所属長、市町村立学校にあつては所属長及び市町村教育委員会教育長が適当と認める者を国スポ推進教員として認定する。

2 認定の期間は、第84回国民スポーツ大会が開催された年度末までとする。

3 国スポ推進教員の認定は、1つの競技について男女別で1名程度とする。

(配置)

第5条 国スポ推進教員として認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、第84回国民スポーツ大会に向けた強化の拠点となる学校等に配置する。

(人事異動の特例)

第6条 認定者(次条の規定により認定の解除を受けた者を除く。)については、県立学校教育職員にあつては島根県立学校教育職員人事異動基準第二1(2)、2(2)、3(2)、5(2)及び6(2)を、市町村立学校教育職員にあつては島根県市町村立教育職員人事異動方針細則第2方針1の細則4(3)を適用しない。

(認定の解除)

第7条 教育長は、第84回国民スポーツ大会が開催された年度末において、その認定を解除する。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、指導の実績、勤務の状況等を総合的に考慮し、その認定を解除することができる。

3 認定が解除された際の人事異動ルール of 扱いについては、当該認定者の個別の状況を勘案し、不利にならないよう配慮する。なお、詳細については別に定める。

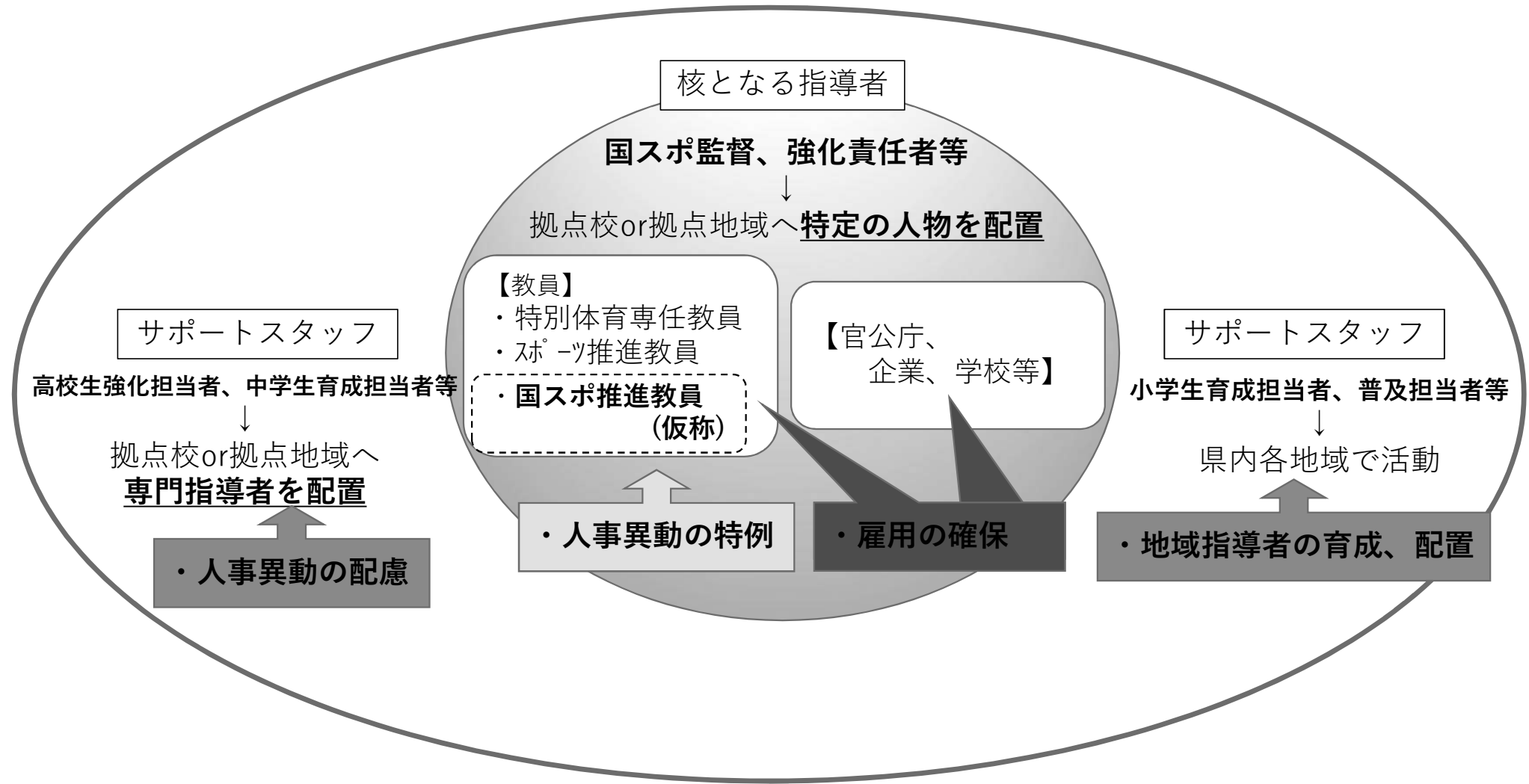
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、国スポ推進教員の認定については、教育長が定める。

附則

この要綱は、令和4年〇月〇日から実施する。国スポ推進教員の配置については、令和5年度から行う。

2030国スポに向けた競技力向上のための指導者体制（案）



文化財（国指定史跡、登録有形文化財）の指定等について

1. 国指定史跡の追加指定

令和4年6月17日(金)に開催された国の文化審議会(会長 佐藤^{まこと} 信)において、県内に所在する史跡1件の追加指定について、文部科学大臣に答申があった。

(1) 名称

しせきまつえじょう
史跡松江城

(2) 概要

- ① 指 定：昭和9年5月1日
- ② 所在地：松江市殿町1番10 外
- ③ 所有者：松江市・個人
- ④ 年 代：慶長16年(1611)
- ⑤ 面 積：206,833.53 m² (既指定面積 204,750.90 m²、追加指定面積 2,082.63 m²)

(3) 追加指定理由

松江城は、堀尾氏により築かれた平山城で、国宝に指定されている天守を中心に、石垣や堀などは原形をよくとどめている。国の史跡に指定された後、条件の整った部分については順次追加指定し、保護を図ってきている。

松江市では、平成29年に『史跡松江城保存活用計画』を策定し、城郭全体を保護する方針としている。このたび、地権者の同意を得るなど条件が整った城郭北側部分について新たに追加指定を行うものである。

(4) 指定の件数

今回答申された史跡が追加指定された後、松江市内の指定件数は22件、県内の史跡の指定件数は57件で、件数に変更はない。



航空写真(南西より)

2. 登録有形文化財（建造物）の登録

令和4年7月22日(金)に開催された国の文化審議会(会長 佐藤 信^{まこと})において、県内に所在する登録有形文化財（建造物）1件の登録について、文部科学大臣に答申があった。

(1) 名称

いまひえけじゅうたくおもや
新比恵家住宅主屋

(2) 概要

- ① 所在地：益田市小浜町
- ② 所有者：個人
- ③ 年代：大正9年（1920）頃／昭和52年（1977）改修
- ④ 構造等：木造2階建、瓦葺、建築面積253㎡
- ⑤ 特徴：新比恵家は明治から大正時代まで当主が村長などを務めた旧家。主屋は2階部分の天井が低い、つし2階建で入母屋造平入りの大型民家。外壁は2階から軒裏まで塗り込めた漆喰仕上げで、屋根に葺かれた石州瓦とともに鮮やかな外観を呈する。南東に玄関を設け、西側の座敷との間に貴人口^{きにんぐち}を備える重厚な構えである。



外観



貴人口と庭

(3) 評価

日本海沿いにある小浜の集落景観を代表する建造物で、登録基準(1)の「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として評価された。

(4) 登録の件数

今回答申された建造物が登録された後、益田市内の登録件数は11件となり、県内の登録有形文化財（建造物）の登録件数は208件となる。

【参考】登録有形文化財について

1. 登録対象

重要文化財（国指定文化財）及び地方公共団体指定の文化財以外の有形文化財のうち、文化財としての価値が高く、保存・活用のための措置が特に必要とされるもの。

2. 登録基準

建築後 50 年を経過し、かつ次のいずれかに該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の模範となっているもの
- (3) 再現することが容易ではないもの

※「国土の歴史的景観に寄与しているもの」

国土を形成する地方独自の歴史的景観を認識する上で特に必要な存在となっているものをいう。

例えば、絵画、写真、映画、文学、歌謡等はその存在が引用されているもの、地名の由来となるなど土地の理解と密接な関係を有するもの、特別な愛称等があるものなど、当該地方において広く親しまれているもの。